昭島市障害福祉施策における会議体組織図について

資料２

【平成31年４月１日～】

昭島市障害者自立支援推進協議会

【設置目的・内容等】

・障害者の自立支援の円滑な推進を図るため設置。
・市長の諮問に応じ、障害者総合支援法第88条第１項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第１項に規定する障害児福祉計画に関する事項について、調査審議し、答申する。
・障害者総合支援法第77条第１項第３号の規定に基づき行う相談支援事業の中立・公平性を確保するため、当該事業の運営について評価し、市長に意見を述べることができる。

〇障害者地域支援協議会での意見・情報提供に基づき調査審議し、市長に提言する。

【委員構成（12人以内）】

・学識経験のある者（３人以内）
・関係行政機関（２人以内）
・障害福祉に関係する事業等に従事する者（２人以内）
・障害者及びその家族（２人以内）
・公募市民（３人以内）

懇談会

・地域の障害者支援体制について情報の共有化を図る協議
・障害福祉計画策定に関すること
・施策に関する意見交換
などを想定

連携

昭島市障害者地域支援協議会（全体会）

【設置目的・内容等】

・障害者総合支援法第89条の３に規定する協議会。
・関係機関等が相互に連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備等について協議を行い、支援体制の整備を図る。
・協議結果については、障害者自立支援推進協議会に報告する。

【委員構成（９人以内＋各専門部会１人以内】

・障害者自立支援推進協議会委員代表者（１人以内）
・障害者に関する関係機関、関係団体の代表者（１人以内）
・福祉、医療、教育、雇用に関する職務従事者（４人以内）
・障害者支援施設の代表者（１人以内）
・障害者等及びその家族（２人以内）
・各専門部会の代表者（各専門部会１人以内）

事務局：市役所障害福祉課

事務局：市役所障害福祉課

諮問　　答申・提言

昭　島　市　長

市役所

専門部会

・障害者地域支援協議会に諮り、課題ごとに設置
・地域における課題の解決等について検討
・委員構成は、専門職や関係行政機関の職員等柔軟に対応

〇こども支援部会　　〇就労支援部会
〇相談支援部会　　〇当事者部会
〇防災部会　　〇自立生活支援部会

事務局（庶務）：各専門部会

昭島市障害者差別解消支援地域協議会

【設置目的･内容等】

・障害者差別解消法第17条に規定する協議会。
・障害を理由とする差別に関する相談事例及び障害者差別の解消に資する取組を共有し、差別の解消に向けた普及啓発を行うことによって、障害を理由とする差別の解消を推進する。

【委員構成】

・昭島市障害者地域支援協議会の委員をもって構成。
・必要があると認めたときは、「学識経験者」、「公共交通機関、サービス業等の事業者の代表者等」を委嘱。

事務局：市役所障害福祉課